

島根県内部統制基本方針

1 内部統制の目的

地方自治法で義務付けられた内部統制体制を構築するため、限られた人員体制で、適正な業務執行を担保しつつ、効率的かつ効果的に業務を執行していくための体制を整備し、次の取組を推進します。

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務継続性の確保や、法令等の遵守を目的とした既存の取組を基本とし、組織としてのチェック体制を新たに制度化することで、適正な業務執行を組織的に担保していきます。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

予算や決算等による財務報告の信頼性を確保するため、適正な手続きによる報告等の作成、情報の適切な保管及び管理を進めます。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令その他の規範の遵守を徹底し、法令等に適合しない職務の執行があった場合は、原因を調査し、再発防止に努めます。

(4) 資産の保全

県が保有する財産や行政情報は県民と共有する資産であり、有効な利活用と適正な手続きによる取得、使用及び処分等により、その保全に取り組みます。

2 内部統制の対象事務

内部統制の対象事務は財務に関する事務とします。

3 内部統制の有効性の確保

内部統制を組織的に推進し、有効に機能するよう、次のとおり取り組みます。

(1) 内部統制推進本部の設置

知事を本部長、副知事を副本部長、各部局長等を本部員とする「内部統制推進本部」を設置し、知事の下で全庁的に取組を進めます。

(2) 内部統制の整備及び運用の実務的な責任者

副知事を実務的な責任者とし、内部統制の整備及び運用を行います。

(3) 評価報告書の作成及び公表

内部統制の整備状況及び運用状況について毎年度評価し、県民に公表します。

(4) 監査委員との連携

監査委員と、内部統制に関する情報共有や意見交換等を行い、連携を図ります。

4 内部統制基本方針の位置付け

この基本方針は、地方自治法第150条第1項に規定する方針です。

5 内部統制に関する方針の見直し

内部統制体制の整備状況及び運用状況、評価報告書や監査委員からの意見等を踏まえ、必要に応じて柔軟に内部統制に関する方針の見直しを行います。

令和2年3月17日

島根県知事 丸山 達也